

大山崎町教育委員会議事録

(ホームページ公開用)

—令和2年 教育委員会 8月定例会—

大山崎町教育委員会

令和2年教育委員会8月定例会 議事録

1. 日 時 令和2年8月28日（金）

開会 午前10時 閉会 午前10時43分

2. 場 所 大山崎町役場 3階 中会議室

3. 議 事

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 諸報告について

日程第3 (第35号議案) 令和3年度から中学校において使用する教科用図書の採択について

日程第4 (第36号議案) 大山崎町議会の議決を経るべき議案(財産(小中学校における一人1台端末)の取得について)について

日程第5 (第37号議案) 大山崎町議会の議決を経るべき議案(財産(大山崎町体育館バスケットゴール)の取得について)について

日程第6 その他

4. 出席委員

教育長職務代理者 榎 本 和 彦

委 員 並 川 康 子

委 員 岡 弘 子

委 員 馬 場 信 行

5. 欠席委員

なし

6. 事務局

教育次長、学校教育課長、生涯学習課参事(歴史資料館長)、生涯学習課主幹(文化芸術係リーダー)、生涯学習課主幹(生涯学習・スポーツ振興係リーダー)、体育館長、書記(学校教育課参与)

7. 傍聴者

なし

会 議 内 容

教育長職務代理者 ただ今から、令和2年大山崎町教育委員会8月定例会を開会します。本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1、前回会議録の承認について、を議題といたします。

前回の会議録につきましては、既に委員各位に署名をいただいておりますので、承認することといたします。

日程第2、諸報告について各所管課分の報告をお願いいたします。

事務局 **【学校教育課事業について説明（資料のとおり）】**

事務局 **【生涯学習課事業（生涯学習・スポーツ振興係、文化芸術係、中央公民館、歴史資料館、大山崎町体育館）について説明（資料のとおり）】**

教育長職務代理者 ありがとうございました。
ただいまの報告に対する質疑がありましたら、発言をお願いします。

それでは質疑もないようですので、以上で諸報告を終わります。

次に、日程第3 第35号議案 令和3年度から中学校において使用する教科用図書採択についてを議題といたします。

第35号議案について、事務局からの提案の説明をお願いします。

事務局 **【第35号議案について説明】**

教育長職務代理者 ただいまの事務局から提案の説明がありました第35号議案に対する質疑を行います。

質疑を終結して、討論を行います。

委員 国語では、長年にわたって光村図書出版が選定されてきました。伝統的にしっかりと練られており、今回も提案されたことはよかったです。また、併せて国語と密接な連携がある書写についても、同じ光村図書出版が提案されていることもよいと思います。

委員 乙訓地域として教科書採択協議会で教科書が選定されていることはよいと思いますが、仮に、町の教育委員会の採択の場で、選定された教科書と異なる教科書を採択することはできるのでしょうか。

事務局 教育現場としても、地域と学校の連携を保つため同じ乙訓教育局管内で統一した教科書を使用することが望ましいとされてきたものであります。
乙訓地域の教科書採択協議会は、そうした意味から乙訓地域の教育委員会からそれぞれの教育委員が構成員となって選定にあたられ、地域の各学校長を含む学校教員らが研究員として検討を行い、採択すべき教科書として委員の皆さんが選定されていることをご理解いただきたいと思います。

委員 この質問をした理由は、前回のこの定例会議の場で、大山崎町は今後、「小中一貫校」を目指すという事務局からの説明がありましたので、そうした場合には、中学校で使用する教科書は、教科によっては小学校で使用する教科書と同じ出版社のものがよいと思ったからです。
例えば、国語、社会、美術、保健体育、外国語、道徳が今回の場合、小学校で使用する教科書とは今回は異なる選定となっています。
大山崎町が、小中一貫校を目指すのであれば、その点を今後考えていく必要があるのではないかと感じました。

事務局 たいへん貴重なご指摘であると思います。
教科書採択の時期は、小中学校ともそれぞれ今後も4年ごとに巡ってきますので、次回の協議会開催時には、大山崎町としてはそれらのことを含めて検討していくようにしたいと思います。

教育長職務代理者 他にご意見はありませんか。

委員 どの教科書も内容としてよかったですのですが、理解を深めるための写真やイラストなどが多く使用されている関係からか、ページ数が多く、本の重さが気になります。

小学校の教科書採択の際にも申し上げましたが、子どもたちにとっては毎日学校へ持ち帰りするのが重く、体力的に負担になると思います。

事務局 教科書の重さについては、既に採択協議会の場でも、もひとつの判断材料として言及されていました。教科書の内容と重さのバランスをどう考えるかという視点も、引き続き重視されていくものと考えています。

委員 どの出版社の教科書も同じように重いのであれば、教科書は学校に置いておくなどといった運用面での工夫を考えることも必要だと思います。

そうした点で、教科書の採択と、運用面のことは切り分けて考えるほうがよいのではないのでしょうか。個人が管理するロッカーなどの必要性も、教育委員会として考えなければならないと思います。

委員 次に取り上げる議案にも関係すると思いますが、学校で一人1台の端末が導入されることによって、今後は子どもたちが使用する教科書もパソコンなどの端末を通して見る環境になり、教科書を持ち運ばないような時代になるかもしれません。また、そうならないかなければならないと思います。

教育長職務代理者 この他に委員からのご発言はありませんか。

それでは、討論を終結して、採決を行います。

第35号議案 令和3年度から中学校において使用する教科用図書の採択について 原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

教育長職務代理者 挙手全員であります。

したがって、第35号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第4 第36号議案 大山崎町議会の議決を経るべき議案(財産(小中学校における一人1台端末)の取得について)を議題といたします。

第36号議案について、事務局からの提案の説明をお願いします。

事務局 【第36号議案について説明】

教育長職務代理者 ただいまの事務局から提案の説明がありました第36号議案に対する質疑を行います。

委員 この端末は、無料で児童生徒に配付されるのですか。

事務局 町教委の財産として取得するもので、児童生徒には配付ではなく、「貸与」する形になります。

委員 OSの更新や、アップデートの対応も個人で行うのではなく、学校で行うのでしょうか。

事務局 今回導入する予定のクロームブックは、クラウドサービスのOSとなりますので、常に最新のバージョン環境にアップデートされています。

委員 私学に通っている子どもたちの場合は、自宅に持ち帰ることができるパソコンを保護者が購入するという形がとられているところもあります。

学校の休校中にリモートで授業を受ける際にも、自宅用のパソコンを使ってネットに接続しているそうです。

その点で、学校で貸与を受けるパソコンを家庭に持ち帰ることができるのであれば、大山崎町の子どもたちは恵まれていると感じます。

ただ、故障などの場合の対応については、今後検討が求められることになると思います。

また、今後児童生徒の人数が増加した場合には、端末を追加される予算などの対応はどのようになっているのですか。

事務局 今回の初期導入と同じく、追加する場合は、1台につき端末の購入費用として45,000円と設定費用として1台につき10,000円が必要となります。

委員 今回の端末機器導入は、リースではなく、購入を行うのはなぜでしょうか。

事務局 一人1台端末機器導入にあたって活用する国の補助金では、購入とリースの両方の場合があるとされていますが、リース方式の場合は端末本体に対して保守契約等で高いリース料設定になることがあるので、慎重に検討すべきとの実務例が京都府を通じて示されました。

こうしたことから、本町でもこれに倣い「購入」としたところです。

教育長職務代理者 この他に委員からのご発言はありませんか。

それでは、討論を終結して、採決を行います。

第36号議案 大山崎町議会の議決を経るべき議案（財産（小中学校における一人1台端末）の取得について）について 原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委員 （挙手全員）

教育長職務代理者 挙手全員であります。

したがって、第36号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第5 第37号議案 大山崎町議会の議決を経るべき議案（財産（大山崎町体育館バスケットゴール）の取得について）を議題といたします。

第37号議案について、事務局からの提案の説明をお願いします。

事務局 【第37号議案について説明】

教育長職務代理者 ただいまの事務局から提案の説明がありました第37号議案に対する質疑を行います。

委員 さきほどの第36号議案もそうですが、町長名で議会へ提出される議案書案に、議案の番号や、提出日が記載されていないのはなぜですか。

事務局 これらの町議会へ提案する議案については、本日の教育委員会において可決をいただくまでは確定していませんので、この段階では番号や日付を記載しないこととしています。

教育長職務代理者 この他に委員からのご発言はありませんか。

それでは、討論を終結して、採決を行います。

第37号議案 大山崎町議会の議決を経るべき議案（財産（大山崎町体育館バスケットゴール）の取得について） 原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 （挙手全員）

教育長職務代理者 挙手全員であります。

したがって、第37号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に日程第6 その他を議題とします。

事務局から報告をお願いします。

事務局 大山崎町教育委員会事業報告書についてご報告いたします。

本日の会議資料とともに委員の皆様事前に郵送で送付したのですが、本報告書は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を毎年行っているもので、教育委員の皆様にご確認を依頼しているものであります。

前年度に引き続きまして、評価委員を務めていただいたのは、元京都府教師力向上アドバイザー、そして元本町教育委員会学校教育課長で現在第2大山崎小学校評議員のお二人にお世話になりました。

去る7月9日に第1回会議を開催し、教育委員会各課長、担当者から令和元年度事業について説明を行い、8月12日に開催した第2回会議において各評価委員から所見内容を調整いただいたところです。

本報告書については、本日の教育委員会定例会議で各委員のご意見をお聞きして、確定版を9月中に町議会へ提出することとしています。

本日以降でも結構ですので、委員の皆さまからのご意見、お気づきの点

があります場合は、9月11日（金）までにお伝えいただきましたら、修正を加え、確定版とさせていただきます。

なお、町議会への報告を終えた後、町ホームページに掲載し、公表することとしております。

事務局

お手元に配付している「令和2年度学校給食施設の監視結果（通知）」について、ご報告いたします。

前回7月の定例会議で、各小学校において給食施設監視指導が行われたことを報告いたしましたが、結果が出た時点で改めてご報告することとしておりました。

このほど、その結果を受けましたので、ご報告させていただきます。

総括事項に記載されておりますように両校の給食施設とも、汚染・非汚染作業区域の区画が不十分であること、施設の老朽化を解消するには、部分的な改修では困難で全面的な改修、もしくは建替えが望ましいと指摘があります。

2枚目以降については、学校別の詳細な項目があげられていますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

事務局

本日、お手元に史跡大山崎瓦窯跡と題した8ページのリーフレット、及び史跡大山崎瓦窯跡公園と題したA4判三つ折りの案内を配付しております。

この公園は本年6月1日にオープンしたもので、現地では説明板が5箇所設置されており、その内容について、今般、印刷物として編集・発行し、活用していこうと考えています。

8ページもののリーフレットでは、瓦窯がどういったものであるかを説明し、三つ折りのほうでは現地の公園ではどういった学習ができるのか、また施設の状況をご案内する内容となっています。

8ページのリーフレットは7,000部、三つ折りの案内は10,000部作成し、今後無料配付していく予定です。

教育長職務代理者

ただいまの報告に対して、各委員からの質疑はありませんか。

ないようですので、その他、委員からのご発言がありましたら、お願いします。

委員 小中学校の修学旅行、宿泊学習といった行事について、お隣の長岡京市では本年度は中止するといった新聞報道がありましたが、本町の対応として臨時校長会で検討された内容がありましたら、お話ください。

事務局 本町では、コロナ対策を講じたうえで実施する方向です。

事務局 補足いたしますと、コロナ対策の具体策のひとつとして、本町の場合は、修学旅行等で乗車するバスの台数も増便し、子どもたちが三密にならないように工夫をするとともに、旅行先でもこれまで行ってきたようなメニューを変更し、密にならないようにすることとしています。

委員 先日も高齢者施設での感染も報道されていまして、子どもたちから家族、高齢者に感染しないようにしていただくとともに、子どもたちにとっては、楽しい思い出になるものなので、事前の十分な検討、対策をお願いしたいと思います。

委員 定例会のたびに「学校だより」が配付されているが、この間、中学校の学校だよりが配付されていないように思います。どのようになっているのでしょうか。

事務局 中学校での発行状況を確認し、発行してありましたらあらためて配付させていただきます。

委員 あと、提案がひとつあります。この定例会議の議事録については、案を作成された段階で委員に連絡いただければ、事前に教育委員会に寄せていただきますので、確認のうえ署名させていただくことはできませんか。
来訪すれば、その都度何か情報がある場合にはお聞きすることもできますので。

事務局 では、今後は議事録案を作成した段階で、各委員にご連絡させていただきますので、よろしくお願ひします。

教育長職務代理者 この他に、ご発言はありませんか。

ないようですので、以上で、本日の日程は、すべて終了とさせていただきます。

きます。

これをもって令和2年大山崎町教育委員会8月定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

大山崎町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年8月28日

教育長職務代理者 榎本 和彦 (署名)

委員 並川 康子 (署名)

委員 岡 弘子 (署名)

委員 馬場 信行 (署名)

書記 堀井 正光 (署名)